

大阪労働局発表
平成29年7月14日

【担当】
大阪労働局職業安定部雇用保険課
電話 06-4790-6320

報道関係者 各位

雇用保険電子申請事務センターにおける文書の紛失について

大阪労働局（局長 田畑 一雄）は、職業安定部雇用保険課雇用保険電子申請事務センター（課長 前坂 均、以下「センター」という。）において発生した個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概要

センターにおいて、A公共職業安定所（以下「A所」という。）から送付されたB氏に係る雇用保険被保険者離職票—2（以下「離職票」という。）及び補正依頼文書を紛失するという事案が発生した。

※離職票等には、氏名、住所、電話番号、事業所名、賃金額、離職理由等が記載されている。

2 事実経過

- （1）平成29年5月15日、センターにおいて、A所から送付されたB氏に係る離職票及び補正依頼文書を受理した。
- （2）同年7月5日、センターにおいて、A所から当該離職票に係る補正処理の進捗状況に関する確認依頼文書を受理した。
- （3）同月6日、センターの職員が当該離職票に係る補正処理の進捗状況を確認したところ、6月1日に補正処理が完了していたこと及びA所に離職票を返戻していないことが判明したため、離職票及び補正依頼文書の保管場所を搜索したが発見に至らなかった。

- (4) 同月7日、センター内をくまなく搜索したが発見に至らなかったため、紛失したものと判断した。
- (5) 同月10日、大阪労働局雇用保険課課長補佐からB氏に電話連絡の上、経過説明および謝罪を行い、了承を得た。
現在においても、当該離職票及び補正依頼文書は発見に至っていないが、センターは外部の者が立ち入ることがなく、また、外部へ持ち出す書類でないため、他の不要書類等に紛れて廃棄をした可能性が高いと考えられる。

3 発生原因

センターにおいて、離職票補正処理の進捗管理を組織的に行っていなかったこと。

4 再発防止策

(1) 雇用保険課における取組

平成29年7月10日、緊急幹部会議を開催し、課長より当該事案の事実経過を説明のうえ、今後の再発防止に向けた取り扱いを指示した。

また、速やかに全職員（非常勤職員を含む）に伝達し、個人情報の適切な管理・取扱いを再度徹底するよう指示した。

全職員を対象とした個人情報保護研修を行う。

センターにおいては、補正処理の流れや進捗管理を把握できる取扱手順を再構築する。

(2) 大阪労働局における取組

7月18日、公共職業安定所長会議を開催し、情報漏えい事案発生防止のための基本動作や基本的な作業手順の徹底を図るよう指示を行う。